

議案第7号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年6月13日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成11年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第10宿泊施設使用料の表を次のように改める。

宿泊施設使用料

区分		1泊当たりの額(1人につき)
市内に居住する者	一般、大学生及び高校生	500円
市外に居住する者	一般及び大学生	3,000円
	高校生、小中学生及び幼児	2,250円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第10宿泊施設使用料の表の規定は、平成19年7月1日(以下「施行日」という。)以後に同年10月1日以後の宿泊施設の使用に係る許可の申請をするものに係る使用料について適用し、同日前に宿泊施設を使用

するものに係る使用料及び施行日前に宿泊施設の使用に係る許可の申請をしたるものに係る使用料については、なお従前の例による。

## 理　　由

少年自然の家を使用することができるものに、小中学生の使用に支障のない範囲内で、生涯学習の諸活動を行おうとするものを加えることを踏まえ、宿泊施設使用料を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

